# Web 3 /メタバース

# 飽くなきチャレンジ精神で、ルールやプラクティスが 確立していない先端領域の法的課題に挑す

長島・大野・常松法律事務所

## 松尾博憲 殿村桂司 遠藤努

## 新ビジネスの概念理解とルールメイキングで 挑戦者を支援

「近時ややバズワードとなっている"Web 3""メタバー ス"ですが、ビジネス上も法的にも既存の概念からの大き なパラダイムシフトであると感じており、事務所としても 非常に注目・注力している分野の一つです」。長島・大 野・常松法律事務所の松尾博憲弁護士・殿村桂司弁護士の 語り口には確かな熱がこもる。

「総合法律事務所として、テクノロジー、知的財産、消 費者保護、金融レギュレーション、税務、海外法(ニュー ヨークやアジアの各オフィス) など各弁護士が専門知識を 持ち寄ることで、先端領域の法的課題の検討・解決を果た してきた強みが、直近のWeb 3/メタバース関連案件にお いても十分に発揮されています」(松尾弁護士)。

「これまで、プラットフォーム・ビジネスやフィン テックなど新しい技術に基づいた新しいビジネスが興って きたときも、当事務所の適切なチーム体制が功を奏した実 績があります。特に今回は、NFT (Non-Fungible Token:非 代替性トークン)やメタバースなど新しい分野に興味を示 すアソシエイト弁護士の多さには驚いており、若手の高い チャレンジ精神は頼もしく感じます」(殿村弁護士)。

夢や理想が先進的であるからこそ、越えるべき現実の 問題も"チャレンジング"だ。

「グローバルな市場で日本がいかにプレゼンスを示し ていくか。自民党デジタル社会推進本部"NFT政策検討プ ロジェクトチーム"が昨年度末にNFTホワイトペーパーを 公表しており、遠藤弁護士と私も作成に関与しています。 世界と伍していくためのルール作りはチャレンジングです が、今後も実務で培った経験を政策提言に反映していきた いと思います」(殿村弁護士)。

トークン(暗号資産)を商品として直接取り扱う金融 機関から、メタバース (AR/VR) を用いて空間を表現し たい不動産業界。Web 3を社会変革と捉えて事業の急成長 を図る数多のスタートアップから、有望な投資先を追って 還流する豊富な資金。先端案件にリーガル・サービスを提 供する各弁護士の語る現場は、決してバーチャルではなく リアリティにあふれている。

「コンテンツの流通やゲーム分野におけるNFTの活用、 トークンへの直接出資、ブロックチェーンを用いたDAO (自律分散型組織)的な組織の作り方、メタバース (AR /VR) 上の活動から新たに生じる法的問題といった実務 的な質問を受けています。また、NFTを最初に譲渡した以 降の二次流通・三次流通の段階でも、大元のコンテンツ ホルダーが収益をあげられるモデルを契約上どう構築す るか、複数のプラットフォーマーをまたいで流通するNFT を、技術面に加えて契約上どう引き継ぐか、というリー ガル面の整理・検討も興味深いテーマです」(殿村弁護 士)。

「日本で先端ビジネスを展開するにあたり、まずは税 制が問題となります。例として、法人が発行されたトーク ン (暗号資産) を保有しているだけで譲渡していないにも かかわらず評価益に課税されてしまう場合があるなど、税 務上のルールの適用が過剰または不明確な部分が多く、そ の結果起業家や投資者が海外に退避してしまっている現状 があります」(遠藤努弁護士)。

「NFTは無体物であるにもかかわらず"所有するもの"と いう誤解をもって市場に出回り、ユーザー(コンテンツホ ルダー) が予期せぬ被害を受けるおそれも上述の政策提言 で指摘されており、適正取引と投資環境の整備を進める上 で弁護士によるクリアな説明は重要と考えます」(松尾弁 護士)。

「案件の性質にもよりますが、トークンと従来の株 式・債券等との違い、"トークンってそもそも何を買って いるのか"といった根本的な質問に的確に回答する力量も 求められています。ルールやプラクティスが確立しておら ず試行錯誤の段階ですが、投資環境としてはスタートアッ プ側が優勢であり、投資家側は"このチャンスを逃すまい" として、市場全体がやや過熱気味の状況といえます」(松 尾弁護士、殿村弁護士)。





殿村 桂司 弁護士



## 国家から企業へ、企業から個人へ 冷静な視点で方向性を見極める

今後のWeb 3/メタバース業界の行方を見極める上で、 キーとなるのはマクロ的な国際社会の視点と個々の関係者 の意識変容というミクロ的な観点だ。

「私が主に取り扱っている税務の分野では、課税ルー ルには国により複数のパターンがあります。欧米の先進諸 国では暗号資産やNFTに対する課税のあり方をめぐる議論 が深まる一方で、原則非課税としてマーケット活性化を狙 うシンガポールのような例もあります。日本は主に欧米の 動向を見ながら、他国に比べ不利にならないルール作りを 志向するものと推測しています」(遠藤努弁護士)。

「技術的な側面が注目されがちですが、GAFAなど巨大 ITプラットフォーマーに一極集中していた権限・データ・ 富の一極集中を個人に取り戻すという大きなパラダイム転 換と捉えることも可能です。そうすると、ビジネスモデル や組織のガバナンスの考え方、さらには人々の考え方や行 動も変容していくことになると思われるので、それにより 既存の法制度・法解釈のうち何を維持して何を変えていく べきか、冷静な見極めが必要です」(殿村弁護士)。

伝統企業とテック・ベンチャーを分かたず、経営戦略 の舵取り役である法務担当者にとっても、プレゼンスを示 す絶好のタイミングが訪れている。

「拡大するマーケットに参入するメリットとユーザー 保護の要請とのバランスを意識することが法務担当者には 期待されていますし、動きの速いWeb 3の世界では、法改 正の動向にも常に関心を持つ姿勢が望まれます」(遠藤弁 護士)。

「"トークン"や"VR/AR"といった新たな技術を用いた新 しい取引や当事者間の関係を、まずは既存の法体系やリー ガルフレームワークに照らして冷静に分析することは、法 務の重要な役割です。その上で、残るリーガルリスクをい かにマネジメントして新しいビジネスをサポートするか。 Web 3やメタバースについて網羅的に記された法務関連の 書籍は僅少であり、非常に動きの速い世界です。世間のト レンドにアンテナを張られる中で、リーガル面で不明確な 部分に知見・助言をお求めの際は、我々にご相談くださ い」(殿村弁護士)。

### Profile 🗡

#### 松尾 博憲 Hironori Matsuo

04年東京大学法学部卒業。05年弁護士登録(第一東京 弁護士会)。09~15年法務省民事局参事官室勤務。法務 省民事局では民法(債権法)改正の立案作業を担当。主 な取扱分野は、一般企業法務、消費者関連法、民事・商 事争訟、テクノロジー関連法務、バンキング、買収ファイナ ンス。

#### 殿村 桂司 Keiji Tonomura

04年京都大学法学部卒業。06年京都大学法科大学院修 了。07年弁護士登録(第一東京弁護士会)。13年Columbia Law School卒業(LL.M)。13~14年Kirkland & Ellis(シカ ゴ)。M&A取引、知財関連取引、企業法務全般を中心に取 り扱い、TMT業界の案件やテクノロジーの発展が生み出 す新しい事業分野の案件にも幅広い経験を有する。自由 民主党デジタル社会推進本部「NFT政策検討プロジェクト チーム」ワーキンググループメンバー。経済産業省「スター トアップ新市場創出タスクフォース」構成員。

#### 遠藤 努 Tsutomu Endo

06年東京大学文学部卒業。09年東京大学法科大学 院修了。10年弁護士登録(第一東京弁護士会)。16 年Universit of Cambridge卒業(Master of Corporate Law)。17年Vienna University of Economics and Business (Wirtschaftsunivers ität Wien)卒業(LL.M.)。自由民主 党デジタル社会推進本部「NFT政策検討プロジェクトチー ム」ワーキンググループメンバー。

〒100-7036 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー TEL: 03-6889-7000 (代表) URL: https://www.noandt.com/